

次期豊田市中心市街地活性化基本計画策定準備業務委託 仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、豊田市（以下「甲」という。）の実施する「次期豊田市中心市街地活性化基本計画策定準備業務委託」（以下「本委託」という。）に適用する。

(業務計画書等)

第2条 契約者（以下「乙」という。）は、業務着手に先立ち業務計画書を提出し、甲の承認を受けるものとする。また、業務の進捗状況について随時甲に報告を行うものとする。

(委託期間)

第3条 委託期間の開始日から、令和9年3月19日とする。

(貸与資料)

第4条 本委託の実施に必要な資料は甲が乙に貸与する。

(管理等)

第5条 本委託の実施にあたり、下記のことを遵守すること。

- (1) 乙は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、契約完了後においても第三者に漏らしてはならない。
- (2) 貸与された資料は、本委託以外に利用できないものとする。
- (3) 本業務により得た資料は、甲の許可なく他に利用できないものとする。
- (4) 貸与された資料は本委託完了後、速やかに甲に返却するものとする。
- (5) 本業務完了後といえども、乙の過失等に起因する不良箇所及び誤りが発見された場合は直ちに訂正補正等の処理をするものとする。
- (6) 著作権をはじめ本業務の成果品における一切の権利は、甲に帰属する。
- (7) 本業務にあたり使用する図表、データ、イラスト、写真などの著作権・使用権等の権利は、乙にて許可を得ること。また、その一切の責任を負うこと。
- (8) 乙は、業務の全部を一括して又はこの業務における主たる部分である調査票のデータ分析、基礎データの整理・分析、第4期計画の評価・検証結果の作成、次期中心市街地活性化基本計画における課題設定及び計画素案等の作成を第三者に再委託してはならない。
- (9) 乙は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務にあたらぬ簡易な業務の再委託に当たっては、甲の承認を必要としない。
- (10) 乙は、第5条(8)及び(9)に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により甲の承認を得なければならない。
- (11) 乙は、再委託先に対して本契約における乙の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う。

(損害賠償)

第6条 本委託の実施にあたり、第三者に損害等を与えた場合及びその他問題は、すべて乙の責任において解決し、これらに係る費用はすべて、乙が負担するものとする。

(検査)

第7条 甲は、各作業工程において必要に応じて随時検査を行い、不備等のある箇所については必要な指示を乙に与えることができる。その結果訂正等の指示を受けたときは、乙はその指示に従い速やかに訂正するものとする。

(疑義)

第8条 本委託の実施にあたり疑義が生じた場合、乙は甲の指示に従い業務を進めるものとする。

(業務)

第9条 本委託は、上位計画及び関連する計画等との整合に留意しつつ、下記内容に従い施行するものとする。

1 目的

次期豊田市中心市街地活性化基本計画を円滑かつ効果的に作成するため、アンケート調査及び基礎データの整理分析、第4期豊田市中心市街地活性化基本計画（以下「第4期計画」）の取組に対する検証を行い、次期計画策定に向けた課題及び策定方針等を検討する。

2 委託内容

(1) 中心市街地活性化に関するアンケート調査（市民意識調査）

① アンケート調査の実施

- ・ 発送数：2,000部
- ・ アンケート項目の作成
- ・ アンケート調査票（A4版 4頁程度）の印刷
- ・ 封筒への封入（調査票、返信封筒）
※調査に必要な封筒（送信用：角2封筒、返信用：長3封筒）は受託者が用意するものとする
- ・ 封筒、宛名シール貼付
※宛名印刷されたシール紙を支給する
- ・ 準備のできたアンケート調査票一式を発送する
※アンケート調査票発送時の郵送料は受託者の負担とし、返送時の郵送料は豊田市の負担とする

② 調査票のデータ入力、集計、分析

- ・ 回収されたアンケート調査票をデータ入力し、集計する。
- ・ 次期中心市街地活性化基本計画策定に向けて、地域住民のニーズ等の把握・分析を行う。

- ・アンケート調査結果は、中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアル（内閣府地方創生推進事務局）に記載された「地域住民のニーズ等の把握・分析」の基礎データとして活用する。
- ・中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルに基づき、前回調査結果や中心市街地の現状等を考慮し、集計された調査結果の分析を行う。

（２）基礎データの整理・分析

中心市街地活性化基本計画認定申請マニュアルを参照し、現状把握及び計画策定に必要な下記データの収集、整理及び分析を行う。

【基礎データ】

- ・人口、世帯数
- ・商店数（卸売業・小売業）
- ・従業者数（卸売業・小売業）
- ・売り場面積（小売業）・年間商品販売額（卸売業・小売業）
- ・中心市街地における消費動向（本市・周辺市との比較）
- ・商業の集積状況
- ・事業所の集積状況（業種別）
- ・中心市街地におけるオフィス需要、空きビル等の状況
- ・中心市街地に関するアンケート調査（市民意識調査）
- ・その他必要なデータ

（３）第４期計画の評価・検証結果の作成

- ・第４期計画の進捗状況及び目標指標の達成状況を評価及び検証（要因分析）し、検証結果の概要を作成する。

（４）次期中心市街地活性化基本計画における課題設定、計画素案等の作成

- ・上記（１）から（３）に加え、中心市街地活性化に関する先進事例、他市における特徴的な取組等を参考に、次期計画の策定方針、取組の方向性、重要課題の抽出及び整理を行い、中心市街地活性化に向けた基本コンセプト、重点テーマ、目標指標等の計画素案を作成する。
- ・上記作成に当たっては、本市の第９次豊田市総合計画及び上位・関連計画等との整合を図るものとする。

３ 打ち合わせ協議及び記録作成

打ち合わせ協議は、随時、必要に応じて行う。実施方法は、甲乙協議の上、対面もしくはオンラインとする。また、乙は打合せ記録を作成する。

4 業務スケジュール（予定）

時期	内容
10月中	・アンケートの作成、発送（調査の実施） ・基礎データ等の収集
11月中	・アンケートの取りまとめ、集計、分析 ・基礎データ等の整理・分析
12月中	・第4期計画の評価・検証 ・次期計画の課題整理
1月中	・次期計画の策定方針、取組の方向性、重要課題等の検討
2月中	・次期計画の基本コンセプト、重点テーマ、目標指標等の検討
3月中	・計画素案の取りまとめ ・成果品の納品

・業務スケジュールは甲乙協議の上、決定する

（成果品の取り扱い）

第10条 成果品はすべて甲の所有とし、甲の承諾なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

（成果品及び提出先）

第11条 本委託の成果品及び提出先は次のとおりとする。

1 成果品

（1）成果品

- ・業務報告書（製本2部）
 - ・業務報告書（電子データ）
 - ・中心市街地活性化アンケート調査 概要版（電子データ）
 - ・第4期計画検証結果 概要版（電子データ）
 - ・時期計画素案作成 概要版（電子データ）
 - ・その他、本業務に関連して収集したデータ一式
- ※電子データはmicrosoft Word、Excel及びPDF等で作成する
※業務報告書には打合せ記録も含むものとする

2 提出先

豊田市 産業部 産業振興課

（協議）

第12条 この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上で決定する。